

試験問題

事業者名:

役 職:

氏 名:

【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- | | | |
|----|--|---|
| 1. | 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。 | ○ |
| 2. | 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。 | × |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。 | × |
| 4. | 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 | ○ |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。 | ○ |
| 6. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。 | ○ |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 | × |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。 | ○ |

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。	○
10. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。	○
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。	×
14. 事業用自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。	○
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定の届出をしようとする場合、当該届出書には設定を必要とする理由を記載する必要はない。	○
17. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収書を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。	○

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかに、その旨を家族に通知し、また、遺留品を保管しなければならない。	○
20. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。	○
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。	×
23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを運転者に携行させなければならない。また、運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。	○
24. 旅客自動車運送事業者は、いかなる理由があっても試みの使用期間中の者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。	×
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。	×
26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。	○
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。	○
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。	○

<p>29. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出る必要がある。</p>	○
<p>30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに原価及び安全コスト額を把握するための原価報告書を提出しなければならない。</p>	×
<p>31. 旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。</p>	○
<p>32. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p>	○
<p>33. 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。</p>	×
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。</p>	○
<p>35. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的としている。</p>	○

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 道路運送法は(①)と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の(②)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(③)を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって(④)を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要
カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

① シ

② オ

③ コ

④ ウ

37. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

ア. 二 イ. 三 ウ. 五 エ. 六 オ. 十

ウ

38. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日

イ

【筆記問題】

39. 一般貸切旅客運送事業者が自動車の外側に必ず表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか何か。1つ記入してください。

貸切

40. 事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を()に適合するように維持しなければならない。()にあてはまる語句を記入して下さい。

保安基準